

1 議事日程(第1号)

(令和2年第6回久山町議会9月定例会)

令和2年9月2日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- ・ 一部事務組合議会に関する事項

福岡県介護保険広域連合議会

北筑昇華苑組合議会

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会

粕屋南部消防組合議会

- ・ 令和元年度決算審査報告

- ・ 令和元年度決算に基づく久山町財政健全化判断比率および資金不足比率の報告

日程第4 議案第67号 久山町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
(2久山町条例第25号) (町長提出)

日程第5 議案第68号 久山町宿泊税交付金基金条例の制定について  
(2久山町条例第26号) (町長提出)

日程第6 議案第69号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
(2久山町条例第27号) (町長提出)

日程第7 議案第70号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
(2久山町条例第28号) (町長提出)

日程第8 議案第71号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について  
(2久山町条例第29号) (町長提出)

日程第9 議案第72号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
について  
(2久山町条例第30号) (町長提出)

日程第10 議案第73号 久山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正  
する条例について  
(2久山町条例第31号) (町長提出)

日程第11 議案第74号 令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について (町長提出)

日程第12 議案第75号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(町長提出)

日程第13 議案第76号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい

- て (町長提出)
- 日程第14 議案第77号 令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 日程第15 議案第78号 令和元年度久山町水道事業会計決算認定について (町長提出)
- 日程第16 議案第79号 令和元年度久山町公共下水道事業会計決算認定について (町長提出)
- 日程第17 議案第80号 令和2年度久山町一般会計補正予算 (第5号) (町長提出)
- 日程第18 議案第81号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) (町長提出)
- 日程第19 議案第82号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (町長提出)
- 日程第20 議案第83号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算 (第2号) (町長提出)
- 日程第21 議案第84号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算 (第1号) (町長提出)

2 出席議員は次のとおりである (10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 会議録署名議員

4番	佐伯勝宣	5番	松本世頭
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (9名)

町長	久芳菊司	副町長	佐伯久雄
教育長	安部正俊	総務課長	安倍達也
町民生活課長	矢山良寛	産業振興課長	久芳義則
財政課長	久芳浩二	福祉課長	稲永みき
上下水道課長	横山正利		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (2名)

議会事務局長	中原三千代	議会事務局書記	篠原正継
--------	-------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただ今から、令和2年第6回久山町議会9月定例会を開会いたします。9月定例会開会に当たり、町長よりごあいさつをお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 本日ここに、久山町議会9月定例会を招集しましたところ、議会全員の方のご出席をいただき誠にありがとうございます。

今日では夕刻のテレビニュースでは、最初にコロナ関連が流され、その日新たにコロナに感染した陽性者の数が、毎日都道府県別に発表されています。いつもトップは東京ですが、福岡県も東京、大阪などに次いで3番ないし4番目に発生者の数が多い県となっております。全国的にも感染拡大の危険度が高い地域に福岡県はあると言えます。

振り返ってみますと、日本で最初に感染者が確認されたのは、中国武漢市に滞在し、日本に帰国した神奈川県在住の男性でした。その後、横浜に寄港したクルーズ船乗客の集団感染が起きた頃までは、ここ福岡とは無縁のものと高をくくっていた出来事があつという間に世界に、そして日本国内にまん延してしまうとは、本当に予想すらしておりませんでした。

去る先月24日、厚生労働省に助言する機関とされる専門家組織が発表したところによれば、第2波とも言われる現在の流行は、7月末がピークだったとの見解を示しました。ひとまず一安心と言いたいところですが、この先また第3波が起きたならば、秋のインフルエンザの流行と重なりさらに事態が深刻化することが懸念されます。政府は、米国などで開発されている新型コロナウイルスワクチンの実用化が可能となった暁には、日本国民全員分に投与できる数量を確保するといった情報もありますが、それまで国民一人一人が感染防止への意識を高く持って、何としても第3波を防止しなければなりません。

さて、我が国では新型コロナウイルス感染症対策にあつて、緊急経済支援として国民1人当たり10万円とする国の特別定額給付金をはじめとして県や市町村においても、国の支援制度を活用するほか、独自の財源をもってしながら、さまざまな経済支援策に取り組んでいるところであります。本町におきましても、国の地方創生臨時交付金関連では、現在1次申請分として、小規模事業者応援給付金事業をはじめ10事業を実施することとし、現在、一部を完了し、引き続き、残りの事業も展開してまいります。さらに第2次補正分については、小・中学校の情報機器整備事業をはじめとして、六つの事業を第2次補正対応事業として申請し、支援策を進める予定にしております。なお、これまでの地方創生臨時

交付金の久山町への配分額は第1次配分金が3,869万6,000円、第2次配分金が1億1,801万4,000円で総額1億5,671万円となっております。これに対する第1次および第2次分対応の本町の事業は、約1億7,900万円の事業を充てる予定としております。

さて次に、本9月議会は決算議会であります。令和元年度久山町一般会計および特別会計等の決算認定をお願いする議会であります。令和元年度一般会計の歳出決算額は、52億4,612万7,000円余であります。一方、歳入決算額は54億1,103万2,000円余で、歳入歳出差し引き額は1億6,490万5,000円余となっております。予算の執行率は、歳出予算の執行率は93.7%となっております。まず歳出にあつては、令和元年度予算は、当初予算編成のときから歳出予算については、基本的に継続的な建設投資事業以外は、緊急度が高い事業を優先実施する予算組みとしておりましたが、その中で予算規模が大きかったのは、災害防止関連事業としての草場池堤体改修工事が約5,644万2,000円、町内防災無線整備工事費等が約3億円、また近年の厳しい温暖化対策の一環として、小・中学校の全教室等へのエアコン整備工事費が約1億9,483万2,000円となっております。そのほかとして、継続事業としております総合運動公園施設整備事業費が約9,900万円、首羅山遺跡整備工事費が約2,900万円あります。一方歳入におきましては、総額は対前年比約4.6%の増で、金額にして2億3,889万6,000円の増となっております。歳入では、たばこ税が約9,584万3,000円と大きく減額となりました。これは免税店におけるインバウンドの減少による影響が出たものと考えます。しかしながら、そのほかの町税では、上久原土地区画整理事業区域などの住宅開発による人口増等の影響もあつて、町民税と固定資産税は確実に増加となっております。結果、令和元年度一般会計の実質収支額は1億6,490万5,000円の黒字決算となり、令和元年度においては、おおむね適正な予算執行ができたものと考えます。これも全て議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力のおかげでありますことを深く感謝申し上げる次第であります。しかしながら、毎年増加している扶助費、また電算事務委託費と経常経費は常に増加傾向にあると言えます。また今回の新型コロナウイルス問題が終息した後に来る社会は、新しい生活様式や行政自治のあり方も大きく変化していくことが予想されます。また今後の国の経済情勢や国と地方財政の影響に関しても全く不透明な状況下でありますので、今後とも慎重に動向を注視しながら、町の政策を進めていく必要があるものと考えています。

さて、今議会にご提案します案件は、条例制定並びに改正案件が7件、令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算認定および令和2年度久山町一般会計補正予算（第5号）ほか、全てで18議案でございます。詳細につきましては各担当課長に説明させますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます、議会の冒頭のご挨拶といたします。よろしくお願

いたします。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、4番佐伯勝宣議員および5番松本世頭議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間としたいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から9月17日までの16日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（阿部文俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。福岡県介護保険広域連合議会、北筑昇華苑組合議会、糟屋郡篠栗町外1市5町財産組合議会、粕屋南部消防組合議会の報告につきましては、お手元に配付しましたとおりです。

次に、令和元年度決算審査報告を求めます。

國崎代表監査委員から報告を受けますので、入場していただきます。

〔代表監査委員 國崎英機君 入場〕

○議長（阿部文俊君） 國崎代表監査委員、決算審査報告をお願いいたします。

マスクは外されてもよろしゅうございますので、お話ししやすいようお願いいたします。

○代表監査委員（國崎英機君） おはようございます。

監査委員の國崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

町長から審査に付されました令和元年度の決算につきまして、審査が終了いたしましたのでご報告いたします。なお審査意見については監査委員2名の合議によるものでございます。

座らせていただきます。

令和元年度決算の審査の対象にしましたのは、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、草場地区再開発事業特別会計、水道事業会計および公共下水道事業会計でございます。

審査の主眼とその方法でございますが、審査に付されました各会計歳入歳出決算書、並びに関係帳簿、証憑書類につき、第1に決算の計数は正確であるか、第2に経理事務は関係法規に適合した処理がなされているか、第3に予算の執行は適正かつ効率的になされているか、以上の点に留意しつつ、関係課長および担当者の説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を行いました。

また、主な事業箇所の現地調査を実施いたしております。

次に審査の期間ですが、6月22日から8月14日まで実施をいたしました。

審査の結果、全ての会計において黒字決算であり、収支の均衡は保たれていることを認めます。

また、決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿と照合した結果、いずれも正確であることを認めますとともに、予算の執行および関連する事務が適正に処理されていることをご報告いたします。

しかしながら、次に指摘する事項につきましては、今後十分に検討され、適切な措置・改善を図られたいと考えます。

第1点は、町有財産の管理および計画的な処分についてであります。従来の町有財産のほかに幼稚園跡地、上久原区画整理事業での換地等が処分の対象となります。自主財源の確保、維持管理費、公債費の縮減、財政の柔軟性の確保等それぞれの観点から、数多くない処分可能な土地は、可及的速やかに処分計画を立て処分すべきと考えます。また、維持管理費の縮減の手法の検討もあわせて求めるものです。

第2点は、基金積み立てについてであります。財政調整基金については平成26年度以降、毎年度取り崩しが続いており、令和元年度残高は約7億4,000万円であります。幼稚園建設、草場地区再開発事業など大きな投資的な事業の実施における財源不足を基金で補填せざるを得なかったことは理解できますが、積み立ても計画的に行うことを求めます。今後、公共施設等の老朽化による維持管理費も必要になってきます。住民の方が安心して

利用できるためにも、公共施設の維持管理のための新たな基金を創設し、修繕積立金に見合った計画的な積み立てを行うことを検討していただくことをあわせて求めます。

第3点は、工事請負金額の増額変更についてであります。以前から指摘しておりますが、工事入札後における増額変更件数が、相変わらず多い状況にあります。仕様書段階での十分な検討や設計コンサルタントとの綿密な確認等を実施し、現場状況を踏まえた仕様書を作成した上で、工事発注を行い、増額変更の件数を減らすよう、なお一層努めていただくことを求めます。

以上、主な3項目について申し上げましたが、令和元年度決算審査意見書にほかの項目および各会計の決算概要について記載しておりますので、どうぞご一読ください。

次に、令和元年度財政健全化判断比率および公営企業の資金不足比率審査についてでございます。

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率および資金不足比率の判定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査結果についてご報告いたします。財政指数の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率につきまして、全ての指標で早期健全化基準を下回っており、良好な数値でした。

また、草場地区再開発事業特別会計、水道事業会計および公共下水道事業会計における資金不足比率についても、特に指摘する事項はございませんでした。

以上で令和元年度決算審査報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございました。

國崎代表監査委員さん、ご退場ください。

〔代表監査委員 國崎英機君 退場〕

○議長（阿部文俊君） 次に、令和元年度決算に基づく久山町財政健全化判断比率および資金不足比率の報告については、お手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第67号 久山町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第67号久山町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（安倍達也君） 議案第67号久山町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、久山町証人等の実費弁償に関する条例（昭和32年久山町条例第28号）の精査検証を行った結果、法制上の整備および見直し等の必要があり、同条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第68号 久山町宿泊税交付金基金条例の制定について

- 議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第68号久山町宿泊税交付金基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（久芳義則君） ご説明いたします。

議案第68号久山町宿泊税交付金基金条例の制定について。

本案は、福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第21号）および福岡県宿泊税基金条例（令和元年福岡県条例第22号）の制定に伴い、福岡県から自治体に譲与される福岡県宿泊税を財源とした基金の設置を行い、本町の観光事業の促進に資するため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会においてご説明いたしますので、ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第69号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

- 議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第69号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

- 町民生活課長（矢山良寛君） 議案第69号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例につ

いてご説明いたします。

本案は、久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法令の一部施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、久山町手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第70号 久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第70号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第70号久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、久山町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、令和3年4月1日から福岡県子ども医療費支給制度が改正されることに伴い、久山町子ども医療費の支給に関する条例においても所要の規定を整備する必要が生じたため提案するものです。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第71号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第71号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（稲永みき君） 議案第71号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）および、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第33号）に基づき、条例を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第72号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第72号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第72号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案は、久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、令和3年4月1日から福岡県重度障害者医療費支給制度が改正されることに伴い、久山町重度障害者医療費の支給に関する条例においても所要の規定を整備する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第73号 久山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第73号久山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第73号久山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、久山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和47年久山町条例第5号）の精査検証を行った結果、法制上の整備および見直し等の必要があり、同条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第74号 令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第74号令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第74号令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町一般会計歳入歳出決算について、監査委員による審査が終了しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

歳入合計54億1,103万2,659円、歳出合計52億4,612万7,312円、歳入歳出差引残額1億6,490万5,347円、翌年度への繰越額1億6,490万5,347円でございます。財源となります歳入は、総額で対前年2億3,889万5,133円の増額で、前年対比約4.6ポイントの増となりました。経常一般財源等収入合計は30億3,673万4,891円で、歳入総額の約56.1%を占める割合でございます。前年度より増額した歳入の主たるものは、地方特例交付金が5,001万6,000円で、対前年3,674万円、県支出金が2億5,823万4,527円で、対前年5,442万9,942円、寄附金が1億5,581万2,933円で、対前年7,116万5,825円、町債が6億7,617万

3,000円で、対前年4億4,096万7,000円などでございます。

一方で、前年度より減額した歳入の主たるものは、町税が22億9,711万5,013円で、対前年1,056万9,247円、分担金及び負担金が6,077万2,491円で、対前年1,296万519円、国庫支出金が4億1,246万9,189円で、対前年1億478万8,328円、財産収入が9,457万7,353円で、対前年1,873万254円、繰越金が3億6,541万7,744円で、対前年1億6,369万8,692円などでございます。

次に歳出ですが、総額で対前年4億3,940万7,530円の増額となり、前年対比約9.1ポイントの増でございます。歳出を目的別に見ますと、前年より増額した主たるものは、消防費が5億341万9,668円で、対前年2億8,668万2,028円、教育費が8億5,000万6,356円で、対前年1億3,951万2,260円、農林水産費が1億7,736万1,845円で、対前年5,620万235円、民生費が11億4,087万375円で、対前年4,765万6,081円などでございます。

一方で、前年度より減額した主たるものは、総務費が10億838万3,331円で、対前年2,880万218円、災害費が支出0円で、対前年2,586万5,796円などでございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明しますので、ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第75号 久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第75号令和元年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第75号令和元年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税1億6,025万8,126円、国庫支出金315万1,000円、県支出金6億5,072万8,379円、繰入金8,047万9,604円、繰越金1,031万2,072円、諸収入38万32円、歳入合計といたしましては、9億535万3,913円であり、前年よりも3,675万8,026円の減額となり、前年比約3.9%の減額となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費1,804万3,448円、保険給付費6億2,133万673円、国民健康保険事業費納付金2億3,159万7,963円、保健事業費601万3,404円、歳出合計といたしましては8億7,705万9,518円であり、前年より5,474万349円の減額となり、前年比約5.87%の減となっております。

歳入合計から歳出合計を差し引いた2,829万4,395円が、翌年度への繰越額となっております。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第76号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第76号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第76号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料1億1,135万7,480円、繰入金3,497万5,558円、繰越金523万250円、歳入合計といたしまして1億5,157万3,688円であり、前年よりも9万7,016円の減額となり、対前年比は0.06%の減となっております。

歳出といたしましては、総務費752万9,067円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億3,838万8,111円、歳出合計といたしましては1億4,591万7,178円であり、前年よりも52万3,276円の減額となり、対前年比は約0.36%の減となっております。

歳入合計から歳出合計を差し引いた565万6,510円が翌年度への繰越額となります。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認をいただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第77号 令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定  
について

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第77号令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第77号令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計歳入歳出決算について、監査委員による審査が終了しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第3号および第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

歳入合計2億417万8,612円、歳出合計1億6,109万4,675円、歳入歳出差し引き残額4,308万3,937円、翌年度への繰越額4,308万3,937円でございます。

歳入の主たる財源は、財産収入で1億2,793万2,000円、一般会計繰入金で7,219万円、繰越金で405万6,612円でございます。

次に歳出ですが、主たるものは宅地造成および上下水道工事請負費で1億3,400万2,460円、工事設計および開発申請等委託料で1,074万3,700円、事業推進業務委託料で1,474万1,320円でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明しますので、ご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第78号 令和元年度久山町水道事業会計決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第78号令和元年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（横山正利君） 議案第78号令和元年度久山町水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

令和元年度末給水人口は8,928人で、前年度と比べて114人増加しております。普及率は年度末人口9,065人に対しまして98.5%、また配水量106万2,204m<sup>3</sup>に対しまして有収水量104万4,772m<sup>3</sup>で、有収率98.4%となっております。剰余金につきましては、令和元年度の剰余金6,694万7,014円と、前年度までの未処分利益剰余金2億9,058万3,464円を足した令和元年度久山町水道事業会計未処分利益剰余金3億5,753万478円につきましては、処分は行わず全額を繰り越しするものでございます。

決算といたしましては、収益的収入の決算は、水道事業収益2億8,030万9,350円で、収益的支出の決算は、水道事業費用2億787万6,999円であり、収益的収支差し引き額は7,243万2,351円となっております。また、資本的収入の決算は、負担金として5,299万2,113円で、資本的支出の決算は、1億7,107万6,406円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,808万4,293円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額539万8,581円、当年度損益勘定留保資金9,012万7,273円および建設改良積立金2,255万8,439円で補填<sup>ほてん</sup>いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第79号 令和元年度久山町公共下水道事業会計決算認定について

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第79号令和元年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（横山正利君） 議案第79号令和元年度久山町公共下水道事業会計決算認定についてご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町公共下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

令和元年度末処理区域内人口は8,689人で、前年度と比べて212人増加し、水洗化人口は8,230人で、前年度と比べて196人増加しております。その結果、下水道普及率は年度末人口9,065人に対しまして95.9%、水洗化率は94.7%となっております。また、総排水量87万7,609m<sup>3</sup>に対しまして、有収水量87万3,140m<sup>3</sup>で、有収率99.5%となっております。剰余金につきましては、公営企業会計初年度の令和元年度久山町公共下水道事業会計未処分利益剰余金3,566万6,419円につきましては、処分は行わず全額を繰り越しするものでござ

います。

決算といたしましては、収益的収入の決算は、下水道事業収益4億4,387万100円で、収益的支出の決算は、下水道事業費用4億398万4,257円であり、収益的収支差し引き額は3,988万5,843円となっております。また、資本的収入の決算は、1億6,433万5,480円で、資本的支出の決算は、3億4,932万8,094円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,499万2,614円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額1,191万3,204円および当年度損益勘定留保資金1億7,307万9,410円で補填<sup>ほてん</sup>いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第80号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第80号令和2年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第80号令和2年度久山町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町一般会計補正予算（第5号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額61億988万円に、歳入歳出それぞれ3億78万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ64億1,066万円とするものでございます。

歳出の増額した主たるものは、荒廃森林再生事業費2,440万5,000円の増、道路新設改良費2,200万円の増、公園管理費2,033万円の増、生活環境基盤整備事業費1,340万円の増、戸籍住民基本台帳費1,025万6,000円の増、庁舎管理費913万2,000円の増、道路維持費782万7,000円の増、新型コロナウイルス対策関連事業費として教育振興一般経費7,707万6,000円の増、ヘルスC&Cセンター管理運営事業費2,704万円の増などがございます。

一方減額した主たるものは、新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策としまして、中止等を決定しました事業で、生涯学習推進費560万7,000円の減、非常備消費費404万円の減、社会教育総務費106万3,000円の減、道徳推進費100万2,000円の減等でございます。

財源となります歳入は、国県支出金、繰越金、臨時財政対策債などがございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第81号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第18、議案第81号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第81号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額10億3,480万4,000円に、歳入歳出それぞれ57万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億3,423万2,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、人件費の57万2,000円の減額でございます。そのための財源であります歳入補正といたしましては、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金を同額減額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第82号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議案第82号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第82号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額1億5,587万4,000円に、歳入歳出それぞれ635万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,223万円とするものでございます。

歳出補正の内訳といたしましては、一般管理費の委託料の72万6,000円の増額と、後期高齢者医療広域連合納付金の563万円の増額でございます。そのための財源であります歳入補正といたしましては、繰越金の563万円の繰り入れと、総務費国庫補助金の72万6,000円に対応いたします。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第83号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第20、議案第83号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（横山正利君） 議案第83号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既決の水道事業会計予算第3条に定めた、収益的支出の予定額2億1,776万9,000円から268万6,000円を減額し、収益的支出の予定額を2億1,508万3,000円とするものでございます。今回の補正は、令和2年4月1日付けの人事異動に伴う収益的支出の職員給与費268万6,000円減額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第84号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第84号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（横山正利君） 議案第84号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、既決の公共下水道事業会計予算第3条に定めた、収益的支出の予定額4億1,499万3,000円に139万2,000円を増額し、収益的支出の予定額を4億1,638万5,000円とするものでございます。今回の補正は、令和2年4月1日および7月1日付けの人事異動に伴う収益的支出の職員給与費を139万2,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時28分